

「保険商品のご提案にあたって」

◆保険商品のご案内にあたりご確認ください事項◆

●お客さまに関する情報のお取扱いについて

当行はお客さまから利用停止のお申し出をいただくまでの間、お客さまへ保険商品の提案を行うにあたり、これまでお客さまとの間でなされたお取引において当行が知り得た情報（※１）を利用させていただく場合があります。当行はお客さまから利用停止のお申し出をいただくまでの間、保険商品に関するお客さまのご契約内容等保険募集に際して知り得たお客さまの情報（※２）について、一定の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で他の銀行業務に利用することがあります。なお、利用停止をご希望される場合は、下記窓口までご連絡ください。

仙台銀行 お客さまセンター 0120-1000-79

受付時間：午前９時～午後５時（土日祝日を除く）

（※１）預金の残高・入出金・満期、融資の使途・残高、為替・預かり資産取引等の内容や運用・検討状況に関する情報等、資産・収支・業務の状況等

（※２）保険のご契約内容・検討状況等、家族構成等、資産・収支・業務の状況等

●保険と預金等の違いについて

当商品は引受保険会社が引受をする保険商品であり、預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

●他の銀行取引への影響について

保険商品に関する当行とお客さまの間のお取引が、お客さまが当行との間で行う他のお取引に影響を与えることはありません。

●保険募集における当行の立場について

当行はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して各引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

●重要事項について

この Web サイトは保険の商品内容のポイントについて説明するものです。詳しくは引受保険会社が作成する「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり」をご確認ください。

●クーリング・オフについて

当商品はクーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。なお、クーリング・オフ期間には一定の制限があります。詳しくは引受保険会社が作成する「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり」をご確認ください。

◆保険募集制限先について◆

●保険募集制限先の確認について

当行が取扱う保険商品のうち、融資先募集規制等対象商品につきましては、法令によりお取り扱いさせていただくことができるお客さまの範囲に制限が課される場合があります。このように制限が課される可能性がある保険商品の募集につきましては、あらかじめお客さまの勤務先や当行への融資のお申込み状況等をご申告いただき、当行でのお取扱いが可能かどうかを確認させていただきます。

●役員（代表者を除く）、従業員のお客さまへ

当行が事業性資金等のご融資を行っている、常時使用する従業員数（※3）が 50 名以下の事業者にお勤めのお客さまに対して、当商品の募集は原則として行いません。

（※3）2 ヶ月以上お勤めの方で、通常の従業員と概ね同様な勤務形態でお勤めされている方を含みます。